

## 令和8年6月24日からの大雨災害に伴う電気料金の特別措置について

このたびの大雨により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社は、このたびの災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域のうち、お申し出いただいたお客さまに対して、電気料金等の特別措置を適用させていただきます。

災害救助法の適用地域については、内閣府による「令和8年6月24日からの大雨に伴う災害に係る災害救助法の適用について」に準じて更新されます。最新情報は、「[内閣府発表\\_災害救助法の適用状況](#)」をご参照ください。

2026年7月1日時点での特別措置の対象地域については、以下の通りです。

### 記

#### < 災害救助法の適用地域 >

**【福岡県】** 柳川市、うきは市、みやま市、八女郡広川町

**【鹿児島県】** 薩摩川内市

※ この特別措置の適用は、災害救助法の適用地域およびその隣接市町村を対象とし、対象地域は内閣府の発表に準じて随時更新されます。

#### < 特別措置の内容 >

##### ① 支払期日の1ヵ月延長

2026年5月利用分※から2026年8月利用分までの電気料金について、支払期日を1ヵ月間延長いたします。

※ 支払期日が災害救助法の適用日以降となる場合に限り対象となります。

##### ② 不適用月の電気料金の免除

被災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月の翌月利用分から6ヵ月間に限り、電気料金を免除いたします。

##### ③ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2026年12月末日までの間は、復旧するまで使用ができない設備に相当する基本料金を免除いたします。

#### < 特別措置の申込み方法 >

この特別措置の適用をご希望されるお客さまは、弊社までご連絡ください。

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社エフエネ お客様サポートセンター

電話番号：0570-011-663（音声案内にそって、番号の5を押してください）

営業時間：10：00～17：30（土日祝を除く）

以上